(C)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
(D)　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
(E)　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
(F)　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
(G)　(A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2)　機構における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。

(3)　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(4)　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。本公告時に特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(5)　本工事に特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶ構成員として確認申請書等を提出することはできない。

(6)　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること（(3)の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）。

(7)　平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

（同種工事として認める施工実績の要件）

(ア)　『堤高70m以上の中央コア型ロックフィルダムの盛立工事』

特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第１条に定める特殊法人等のこと。地方公共団体とは、「地方自治法」第１条の３に定める地方公共団体のこと。地方公社等とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のこと。公益法人とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の法整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のこと。大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

①　単体にあっては、単体、若しくは特定ＪＶの代表者として(ア)の工事の施工実績を有すること。
②　特定ＪＶにあっては、特定ＪＶの代表者は単体、若しくは特定ＪＶの代表者として(ア)の工事の施工実績を有すること。また、特定ＪＶの代表者以外のすべての構成員は(ア)の施工実績を有すること。
③　経常ＪＶにあっては、経常ＪＶとして(ア)の工事の施工実績を有すること。
④　事業協同組合にあっては、事業協同組合として(ア)の施工実績を有すること。
⑤　同種工事の実績においては、以下の点に留意すること。
・同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）の工事実績情報サービス（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録されている工事から選定すること。
・発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点未満のものは、同種工事の施工実績として認めない。
・工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって65点とみなす。

(8)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。特定ＪＶによる申請の場合は、構成員毎に配置予定技術者を配置すること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　単体、経常ＪＶ及び事業協同組合の配置予定技術者並びに特定ＪＶの代表者の配置予定技術者は、ダム工事総括管理技術者又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
③　入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。
④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑤　配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認申請書等の提出日以前に３ヶ月以上あること。

(9)　確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事への競争参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術評価点を減点する。

(10)　提出された技術提案に関する提案内容が、発注者の設定している制約条件を遵守していること。

(11)　機構が発注した工事のうち、平成25年１月１日から平成26年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「土木一式工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

(12)　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(13)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(14)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1)　評価項目　評価項目は、次に示す事項とする。
①　施工日数の短縮に関する事項
②　堤体材料（コア材）に関する事項